

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 24 日提出

清水町長 阿 部 一 男

専決処分第 3 号

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

清水町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 3 年清水町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

清水町長 阿 部 一 男